

事業者の皆さまへ

働き方改革関連法に関する説明会のご案内

(令和4年10月開催分)

時間外労働の上限規制や年5日の年次有給休暇の確実な取得のほか、2023年4月1日から中小企業にも適用される月60時間超の時間外労働の割増賃金率の引上げへの対応など、改正労基法等に基づく適切な労務管理のため、島根労働局・労働基準監督署では各種制度について、わかりやすく解説する説明会を開催しています。多くの皆様方のご参加をお待ちしております。

【説明内容】

改正育児・介護休業法等及び各種助成金制度について
改正労働基準法の内容等について

開催日	会場	時間	定員
10月3日(月)	出雲市民会館 305学習室【出雲】	14:00～16:30	30名
10月6日(木)	石央文化ホール 2階小ホール【浜田】	14:00～16:30	30名
10月19日(水)	島根県民会館 307/308【松江】	14:00～16:30	30名

当日の受付開始時間は、全ての会場で13時30分からとなります。参加費は無料です。

本説明会は令和4年11月～令和5年1月にも開催予定です。(地域によって異なります。)

説明会への参加申込方法(裏面も併せてご覧ください)

以下のリンク先又はQRコードより専用Webサイトにアクセスいただき、お申し込みください。

(各開催日の1週間前までにお申し込みください。)

PCからのご登録

QRコードからのご登録



<https://www.36kyoutei2022.com/>

委託会社から別途郵送にて本説明会をご案内させていただいている場合がございます。

ご参加いただく際は、感染防止等にご協力をお願いいたします。また、当日、発熱・咳等の症状がある場合には来場を控えていただきますようお願いいたします。

なお、本説明会は不参加により、何らの不利益を伴うものではありません。

説明会に関するお問い合わせ先

イーペックスインターナショナル(株)働き方改革関連法説明会事務局

電話: 03(5579)2903(平日10時～17時)

本説明会の運営は厚生労働省委託会社のイーペックスインターナショナル(株)が行います。

説明会に関するお問い合わせは、委託会社へお願いいたします。

<働き方改革関連法に関する説明会申込方法(詳細)>



【STEP 1】PCからのご登録(<https://www.36kyoutei2022.com/>)又はQRコードからのご登録

【STEP 2】「働き方改革関連法に関する説明会 特設WEBサイト」で『開催日程/参加申込』を選択



【STEP 3】：「中国・四国エリア」の『開催日程』を選択



【STEP 4】：島根県の「お申込み」欄から、参加を希望される会場の『参加申込』を選択

島根県							お申込み	資料
都市	開催日	時間	会場	住所	状況	お申込み	資料	
出雲市	2022/10/03(月)	14:00~16:30	出雲市民会館	地図を表示	通常(対面式)開催	参加申込	-	
浜田市	2022/10/06(木)	14:00~16:30	石室文化ホール	地図を表示	通常(対面式)開催	参加申込	-	
松江市	2022/10/19(水)	14:00~16:30	島根県民会館	地図を表示	通常(対面式)開催	参加申込	-	

【STEP 5】：個人情報取り扱いについて同意いただいた後、お申込みフォーム入力画面へ

～島根労働局からのお知らせ～

島根労働局

島根県地域別最低賃金が**10月5日～1時間857円(引上げ額33円)**となります。島根県内で働くすべての労働者(パート、アルバイト含む)とその使用者に適用されます。最低賃金引上げに当たっては、支援策の一つとして、中小企業・小規模事業者を支援する「業務改善助成金」が活用いただけます。詳細は [業務改善助成金](#) [検索](#) を検索してください。

～最低賃金の確認方法はご存じですか?～

➢ 確認したい賃金を時間額にして、島根県最低賃金額(時間額857円)と比較してみましょう!

1 時間給の場合

時間給	最低賃金額(時間額)
円	857円

2 日給の場合

日給	1日の平均所定労働時間	=	時間額	最低賃金額(時間額)
円	時間		円	857円

3 月給の場合

月給	1か月の平均所定労働時間	=	時間額	最低賃金額(時間額)
円	時間		円	857円

4 上記1、2、3が組み合わさっている場合(例:基本給が日給で各種手当が月給の場合)

基本給(日給) 2の計算で時間額を出す
 各手当(月給) 3の計算で時間額を出す
 とを合計した額 最低賃金額(時間額)

詳細な計算方法は、労働局又は最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。